（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「、新保険業法」を「、保険業法」に改め、同条第四項、第五項並びに第七項第一号ハ、ニ及びホ(1)中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同号ホ(4)中「新保険業法第百三十三条」に、「新保険業法第三条第一項」を「同法第三条第一項」に、「新保険業法第二百五条」を「同法第二百五条」に、「新保険業法第百八十五条第一項」を「同法第百八十五条第一項」に、「新保険業法第二百三十一条」を「同法第二百三十一条」に、「新保険業法第二百十九条第一項の免許を取り消され、新保険業法」を「同法第二百十九条第一項の免許を取り消され、同法」に、「新保険業法第二百七十二条第一項」を「同法第二百七十二条第一項」に、「適用する新保険業法」を「適用する保険業法」に、「新保険業法第三百七条第一項の規定により同法」に、「新保険業法に」を「保険業法に」に改め、同号ホ(5)中「新保険業法第三百七条第一項の規定により新保険業法」を「保険業法第三百七条第一項の規定により同法」に、「新保険業法に」を「同法に」に改め、同号ホ(6)中「新保険業法第百三十三条」を「保険業法第百三十三条」に、「新保険業法第二百五条」を「同法第二百五条」に、「代表者、同法」に、「適用する新保険業法」を「適用する保険業法」に、「新保険業法に」を「保険業法に」に改め、同号ホ(7)から(10)まで並びに同条第十項及び第十一項中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第十二項中「新保険業法第百三十二条第一項」を「保険業法第百三十二条第一項」に、「新保険業法第二編第七章第一節」を「同法第二編第七章第一節」に、「第百三十八条」を「第百三十七条第五項及び第百三十八条」に、「新保険業法第百四十二条」を「同法第百四十二条」に、「新保険業法第二編第七章第三節」を「同法第二編第七章第三節」に、「新保険業法第百六十七条」を「同法第百六十七条」に改め、同項の表中「新保険業法」を「保険業法」に改める。

附則第三条の見出し中「包括移転」を「移転」に改め、同条第一項中「新保険業法第二編第七章第一節（」を「保険業法第二編第七章第一節（第百三十七条第五項、」に改め、同条第二項中「により新保険業法」を「により保険業法」に、「掲げる新保険業法」を「掲げる同法」に改め、同項の表第百三十七条第一項の項中「公告しなければ」を「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」に改め、同表第百三十七条第二項及び第四項の項中「第百三十七条第三項」を「第百三十七条第四項」に改める。

附則第四条の見出し及び同条第一項中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第二項中「により新保険業法」を「により保険業法」に、「掲げる新保険業法」を「掲げる同法」に改め、同項の表第百条の二の項を次のように改める。

第百条の二	
この法律	保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）
委託する場合（当該業務が第二百七十五条第三項の規定により第三者に再委託される場合を含む。）	委託する場合

附則第四条第三項中「新保険業法第百三十三条」を「保険業法第百三十三条」に、「おける新保険業法」を「おける同法」に、「、新保険業法」を「、同法」に改め、同条第五項及び第六項中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第十一項中「新保険業法第二編第七章第一節」を「保険業法第二編第七章第一節」に、「の規定（」を「（第百三十七条第五項を除く。）の規定（」に、「新保険業法の規定」を「同法の規定」に、同項の表第百三十七条第一項の項中「公告しなければ」を「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」に改め、同表第百三十七条第二項の項を削り、同表第百三十七条第四項の項中「第百三十七条第四項」を「第百三十七条第五項」に改め、同表第百三十七条第五項の項中「第百三十七条第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十八条第一項第三号	内閣府令	主務省令

附則第四条第十一項の表第三百三十三条第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号の項中「、第四十五号及び第四十六号」を「及び第四十五号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第十四項中「新保険業法第二編第七章第三節」を「保険業法第二編第七章第三節」に、「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改め、同条第十五項中「新保険業法第百四十四条第一項」を「保険業法第百四十四条第一項」に、「新保険業法第百四十五条第一項」を「同法第百四十五条第一項」に、「新保険業法第二百七十二条の十一第二項ただし書」を「同法第二百七十二条の十一第二項ただし書」に改め、同条第十七項中「新保険業法第百五十二条第一項」を「保険業法第百五十二条第一項」に、「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改め、同条第十八項、第十九項並びに第二十一項第一号及び第二号中「新保険業法」を「保険業法」に改める。

附則第四条の二中「新保険業法第二百七十五条第一項第二号」を「保険業法第二百七十五条第一項第二号」に、「新保険業法第二百八十三条（第二項第四号及び第三項を除く。）」を「同法第二百八十三条（第二項第四号及び第三項を除く。）」に、「新保険業法第二百九十四条」を「同法第二百九十四条」に、「新保険業法第三百条」を「同法第三百条」に、「新保険業法第三百九条」を「同法第三百九条」に、「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改め、同条の表第二百七十五条第一項第二号の項の次に次のように加える。

第二百八十三条第四項	第一項の規定は、	第一項の規定は、妨げない
	妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再受託者等に対する求償権の行使を妨げない	
第二百八十三条第五項	第一項及び第三項	第一項

附則第四条の二の表第三百条第一項第八号の項中「新保険業法」を「保険業法」に改める。

附則第五条第一項及び第二項中「新保険業法」を「保険業法」に改める。

附則第五条第一項及び第二項中「新保険業法第二百八十三条（第二項第四号及び第三項を除く。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百八十三条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「第一項の規定は、」と、「妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再受託者等に対する求償権の行使を妨げない」とあるのは「妨げない」と、同条第五項中「第一項及び第三項」とあるのは「第一項」とする。

附則第五条第五項中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第七項中「みなして、新保険業法」を「みなして、保険業法」に、「おいて、新保険業法」を「おいて、同法」に、「と、新保険業法」を「と、同法」に改め、同条第八項中「新保険業法」を「保険業法」に改める。

附則第十五条第一項中「が新保険業法」を「が保険業法」に、「、新保険業法」を「、同法」に改め、同条第二項中「対する新保険業法」を「対する保険業法」に、「、新保険業法」を「、同法」に改め、同条第三項中「新保険業法」を「保険業法」に改め、同条第五項中「対する新保険業法」を「対する保険業法」に、「、新保険業法」を「、同法」に改め、同条第六項中「は、新保険業法」を「は、保険業法」に、「かかわらず、新保険業法」を「かかわらず、同法」に、「新保険業法第百三十五条第一項」を「同法第百三十五条第一項」に改め、同条第七項中「が新保険業法」を「が保険業法」に、「新保険業法第百三十五条第三項」を「同法第百三十五条第三項」に、「おいては、同法」を「おいては、新保険業法」に、「新保険業法第百三十六条第一項」を「同法第百三十六条第一項」に、「移転先会社」と、新保険業法」を「移転先会社」と、同法」に、「新保険業法第百三十六条の二第一項」を「同法第百三十六条の二第一項」に、「移転対象契約者」と、新保険業法」を「移転対象契約者」と、同法」に、「新保険業法第百三十七条第一項」を「同法第百三十七条第一項」に、「あった」と、新保険業法」を「あった」と、同法」に、「新保険業法第百三十八条」を「同法第百三十八条第